都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築許可の標準的な運用基準

- 1 都市計画法第53条第1項の規定による許可は、次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却できるものであると認められる建築物で、都市計画事業の施行に支障がないと認められるものについて行うものとする。
 - (1) 階数が3以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - (2) 主要構造部 (建築基準法第2条第5号に定める主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、地階における附属建築物の自動車車庫の ための施設で、次に掲げる要件に該当するものについては、許可でき るものとする。
 - (1) 敷地の条件
 - ア 敷地と接続する道路との間に高低差があり、当該道路の他に接 道がなく、掘り込み車庫を除き、車庫を作れないこと。
 - イ 車 庫 の 床 面 と 接 続 す る 道 路 と の 間 に 著 し い 高 低 差 が な い こ と 。
 - ウ 車庫部分を都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域 内から外すことが困難であること。
 - (2) 構造等の条件
 - ア 構造は、プレキャスト鉄筋コンクリート造その他これに類する もので容易に除却できること。
 - イ 主要な用途の建築物と構造が一体でないこと。
 - ウ 車庫の広さは、原則として普通自動車1台分の広さ以内である こと。
 - エ 自家用の自動車、自転車等の車庫以外の用途に転用しないこと。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。